

根室産サンマ輸出用ブランドマークの使用に関する要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、根室産サンマを海外に輸出するにあたり、根室産であることの識別を容易にする根室産サンマ輸出用ブランドマーク（以下「ブランドマーク」という。）の使用承認における条件、手続等を定めることにより、ブランドマークの使用を推進し、根室産サンマのブランド力を高めることを目的とする。

(ブランドマーク)

第 2 条 ブランドマークは、別図のとおりとする。

2 ブランドマークに関する一切の権限は、根室市に帰属する。

(使用承認)

第 3 条 ブランドマークを使用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。ただし、市が主催する事業については、この限りではない。

(使用対象者)

第 4 条 ブランドマークの使用対象者は、趣旨に賛同し、この要綱に沿った手続を行う個人、企業及び団体とする。

(使用基準及び用途)

第 5 条 ブランドマークは、次の各号のいずれかに該当する産品を輸出する場合に使用することができる。

(1) 根室市内で生産、採取及び漁獲された根室産サンマ

(2) 主な原材料あるいは特徴的な原材料として、根室産サンマを用いて根室市内の事業所等で製造された加工食品

2 前項に規定するほか、ブランドマークは、海外における根室産サンマの広報及び販売促進活動等のために使用することができる。

(使用料等)

第 6 条 ブランドマークの使用承認の手続に係る費用及び使用料は、無償とする。

2 ブランドマークの使用に係る経費については、当該使用者の負担とする。

(承認期間)

第 7 条 ブランドマークの使用承認の期間（以下「承認期間」という。）は、承認の決定をした日から 1 年を超えないものとする。ただし、継続して申請する場合には、継続の承認決定をした日から、3 年間を有効期間とする。

(使用承認の申請)

第 8 条 ブランドマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、ブランドマーク使用承認申請書（第 1 号様式）に必要資料を添付して市長に提出するものとする。

(使用承認の決定)

第 9 条 市長は、前条の使用承認の申請があったときは、14 日以内に承認の可否を

決定するものとする。この場合において、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認しないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれのある場合
  - (2) 特定の政治活動、思想活動又は宗教活動を助長するおそれがある場合
  - (3) 自己の意匠その他これに類するものとして利用するおそれがあるとき。
  - (4) 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれがあるとき。
  - (5) 市の信用又は品位を害すると認められる場合
  - (6) その他承認することを市長が不相当と認めたとき。
- 2 市長は、前項の場合において、当該申請における承認の条件を客観的に判断することが難しいと認められる場合は、根室市アジア圏輸出促進協議会の意見等を踏まえて承認の有無を決定することができる。
- 3 市長は、前項の規定により審査会を開催して意見を聴取する場合は、14日を超える旨を申請者に通知することにより、当該期間を超えることができる。

(使用承認の付与)

第10条 市長は、前項の規定により使用承認を決定したときは、承認番号を付与し、承認台帳に申請者及び使用用途等を記入し、管理するとともに、速やかに、申請者にブランドマーク使用承認決定通知書（第2号様式）及びブランドマークファイル（JPG版）を送付するものとする。

2 市長は、前条の規定により不承認を決定した場合は、速やかに、申請者に対して、その理由を付してブランドマーク使用不承認通知書（第3号様式）により、通知しなければならない。

(遵守事項)

第11条 前条の規定により使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請内容に沿った適正な使用を行うこと。
- (2) ブランドマークを使用して虚偽行為や悪意を持った行為を行わないこと。
- (3) 許可無く編集及び改変してブランドマークを異なった形で使用しないこと。

(使用方法の変更)

第12条 使用者は、承認期間内において、申請内容に変更が生じた場合には、事前にブランドマーク使用承認変更申請書（第4号様式）により、市長の承認を受けなければならない。

(使用停止等)

第13条 使用者は、ブランドマークの使用を中止し、又は取りやめ、若しくは承認条件を満たさなくなったときは、直ちに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 使用者は、前項の届出をしたときは、届出をした日をもって使用を直ちに停止し、又は中止しなければならない。

(使用承認の取消し)

第14条 市長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認を取り消し、その旨を当該使用者に通知する。

- (1) 第11条の遵守事項に違反したとき。

- (2) 偽りの申請その他不正の行為によって、使用承認を受けたとき。
- (3) 虚偽行為により第三者に損害を与えるような使用をしたとき。
- (4) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 前項の規定により使用承認の決定を取り消したときは、ブランドマーク使用承認取消通知書（第5号様式）により当該使用者に通知するものとする。

（事務局）

第15条 ブランドマークの取扱事務局は、総合政策部とする。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この訓令は、平成23年6月24日から施行する。

別図（第2条関係）

根室産サンマ輸出用ブランドマーク



商標登録出願中

- 上記を基本カラーとするが、モノクロの使用も可能とする。

第1号様式（第8条関係）

年 月 日

根室市長 様

（申請者）

住所

商号又は名称

代表者職氏名

根室産サンマ輸出用ブランドマーク使用承認申請書

根室産サンマ輸出用ブランドマークの使用に関する要綱第8条の規定により、次のとおり使用の承認を受けたいので、資料を添えて申請します。

記

- 1 使用の対象
- 2 使用対象物の生産・製造場所
- 3 使用方法
- 4 使用予定期間  
年 月 日 ～ 年 月 日
- 5 担当者名・連絡先

第2号様式（第10条関係）

年 月 日

住所

商号又は名称

代表者職氏名 様

根室市長

根室産サンマ輸出用ブランドマーク使用承認決定通知書

根室産サンマ輸出用ブランドマークの使用に関する要綱第10条の規定により、  
年 月 日付けで申請のありました件について、以下のとおり使用の承認を決定しましたので、通知します。

記

- 1 使用の対象
- 2 使用対象物の生産・製造場所
- 3 使用方法
- 4 使用承認期間  
年 月 日 ～ 年 月 日

第3号様式（第10条関係）

年 月 日

住所

商号又は名称

代表者職氏名 様

根室市長

根室産サンマ輸出用ブランドマーク使用不承認通知書

根室産サンマ輸出用ブランドマークの使用に関する要綱第10条の規定により、  
年 月 日付けで申請のありました件について、以下のとおり使用の承認ができない旨、通知します。

記

- 1 使用の対象
- 2 使用承認ができない理由

第4号様式（第12条関係）

年 月 日

根室市長 様

（申請者）

住所

商号又は名称

代表者職氏名

根室産サンマ輸出用ブランドマーク使用承認変更申請書

根室産サンマ輸出用ブランドマークの使用に関する要綱第12条の規定により、  
年 月 日付けで承認を受けた使用について、次のとおり変更の承認を  
受けたいので、資料を添えて申請します。

記

- 1 使用の対象
- 2 変更内容の説明



第5号様式（第14条関係）

年 月 日

住所

商号又は名称

代表者職氏名 様

根室市長

根室産サンマ輸出用ブランドマーク使用承認取消通知書

根室産サンマ輸出用ブランドマークの使用に関する要綱第14条の規定により、  
年 月 日付け承認した使用について、以下の理由により承認を取消  
します。

記

- 1 使用の対象
- 2 取消理由